

少年法の適用年齢の引き下げについて慎重な議論を
行うことを求める意見書

2016年6月に、公職選挙法等の一部を改正する法律が施行され、選挙権を有する年齢等が18歳以上へと引き下げられ、2022年4月には、民法の一部を改正する法律が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる。

少年法においても、法務大臣の諮問機関である法制審議会で、少年の年齢を18歳未満へと引き下げる事等について議論が行われ、2020年9月、取りまとめ案が審議された。取りまとめ案では、18歳及び19歳の者について、家庭裁判所から検察官へ送致する事件の対象を拡大するほか、公判請求された場合には、氏名等により当該事件の本人と推知できる情報の報道を可能にするとした。一方で、18歳及び19歳の者の位置付けやその呼称については、今後の立法プロセスにおける検討に委ねるとされた。

法律の適用年齢は、それぞれの立法趣旨や目的に照らし、法律ごとに個別具体的に検討するべきものであり、少年法の適用年齢については、少年の健全な育成や更生、再犯防止といった観点から考えるべきである。

また、2019年版警察白書によると、刑法犯少年の検挙人員は、2003年から15年連続で減少しており、凶悪事件についても減少している状況は、現行の少年法が有効に機能していることの一つの表れといえる。

法務省は今後、法制審議会の答申を踏まえ、来年の通常国会に少年法の改正案を提出する意向であるが、政府においては、18歳及び19歳の者の更生の可能性を重視し、少年法の適用年齢の引き下げについて慎重な議論を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）11月2日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、法務大臣、国家公安委員会委員長
（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員